

龍ヶ崎市総合体育館外 16 施設附属資料(1)

陸上競技場「たつのこフィールド」業務仕様書

令和 6 年 8 月

龍ヶ崎市健康スポーツ部

スポーツ推進課

目 次

1. 管理施設の範囲	1
2. 運営管理業務	1
3. 維持管理業務	2
日常・特別清掃業務.....	3
冬芝管理業務	4
除草業務	4
機械警備業務	4
自家用電気工作物保守点検業務.....	5
消防設備点検業務.....	7
受水槽清掃業務	9

龍ヶ崎市陸上競技場「たつのこフィールド」は、市民の生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図り、また、各種スポーツ活動に利用できる施設です。

1. 管理施設の範囲

陸上競技場「たつのこフィールド」

- ・所在地 龍ヶ崎市中里2丁目1番地7
- ・敷地面積 37,000.00 m²
- ・延床面積 1,635.80 m²
- ・建築構造 鉄筋コンクリート造、地上2階
- ・施設 第3種公認競技場（日本陸上競技連盟）
 - トラック（全天候舗装、400m8コース、写真判定機、障害走水濠、芝生席約1,600人対応）
 - インフィールド（天然夏芝：ティフトン、天然冬芝：ターフタイプペレニルライグラス）
 - 簡易照明灯（トラック対応：30～50ルクス）
 - 照明塔4基（インフィールド対応：1/4点灯250ルクス～全点灯1,000ルクス）
 - 屋外トイレ（メインスタンド・南側）
 - 屋外トイレ（メインスタンド・北側）
 - 屋外トイレ（バックスタンド側）
- 【1階】 事務室、本部役員室、放送室、記録室、医務室、更衣室、温水シャワー室、身障者観覧室、エントランスホール、屋内用便所、屋内用多目的便所、器具庫、ポンプ室、屋外階段下倉庫
屋外用便所、屋外用多目的便所
駐車場（174台）、倉庫（3か所）、流通経済大学用倉庫（1か所）
- 【2階】 メインスタンド（523席）
記録室、トイレ、給湯機置場
- 【バックスタンド】 屋根付き（256席×2棟）

2. 運営管理業務

たつのこフィールドのもつ機能を十分に発揮させ、利用しやすい陸上競技場となるようサービスを図ってください。

- ① 利用時は必ず人員を配置するとともに状況に応じて増員し、写真判定装置等機材の使用方法について利用者に親切丁寧に対応してください。
- ② 総合体育館「たつのこアリーナ」で発行した利用許可書を確認し、必要に応じて備品の貸出しを行ってください。
- ③ たつのこフィールドの使用前後の開錠・施錠及び施設内点検を行ってください。

④ 閉場中の警備に関しては、警備会社への委託等により、夜間及び休場日の安全を確保してください。

⑤ スポーツ教室等の開催

競技者だけでなく一般市民にも広く利用してもらえるような事業を実施してください。また、流通経済大学及び市スポーツ団体との連携を図った事業を提供してください。

ア. 指定事業の実施

オープンフィールド・オープンウォーキング・ナイトウォーキングといった市民が気軽にフィールドを使用できる無料開放日を継続してください。

市陸上競技協会と連携した子ども向け陸上教室を実施してください。

イ 自主事業の実施

競技者だけでなく一般市民にも広く利用してもらえるような事業を実施してください。

高齢者向けの健康教室、ウォーキング教室・子ども向けの教室・障がい者向けの教室等、時代のニーズにあった教室・イベント等を提案してください。

3. 維持管理業務

利用者が安心して施設を使用でき、快適かつ楽しく陸上競技場等を利用できるよう、常にこれらを適正な状況に維持管理してください。また、維持管理作業を行う際は、利用者の安全に配慮してください。

業 種 種 別	内 容	仕 様
清掃	本部役員室・更衣室・放送室・記録室等	日常 特別：年1回以上又は随時
	屋内トイレ・屋外トイレ	日常 特別：年1回以上又は随時
	スタンド観客席	日常
	競技場周辺、駐車場	日常
	窓ガラス清掃（両面）	日常
グラウンド整備	芝生メンテナンス（肥料・除菌剤・殺虫剤散布等）	随時
	フィールド芝刈	随時
	競技場内抜き取り除草	随時
	更新作業（ドリル・シャッティング・エアレーション・目砂等）	随時
	芝生調査（土壌物理性・化学性）	随時
	エッジ切り	随時
	散水	随時
刈芝の処分	刈芝を産業廃棄物として処分	随時

ライン引き	サッカー・ラグビー等	大会開催に合わせ随時
除草・剪定・植栽	競技場周辺・駐車場	随時
剪定枝等の処分	剪定枝・木材を一般廃棄物として処分	随時
ゴミ拾い	競技場周辺、駐車場	日常
器具の点検及び整理・整頓	倉庫内の備品を定期的に点検し、整理・整頓をする	日常
複写機の設置	フィールドの事務所内に複写機を設置する	
設備等保守 (委託業務)	機械警備保障 (休場日・閉場時間)	通年
	自家用電気工作物保守点検	月次：月1回 年次：年1回
	消防設備保守点検	年2回
	写真判定装置・風速計	年1回
	受水槽清掃	年1回

日常清掃業務

【屋内床】

ゴミを拾い、床全面をモップで水拭きする。雨天時は随時モップで拭き取る。

【床以外】

自動ドア部分・ガラス部分は、タオル等で乾拭を行う。汚れが落ちない部分は専用洗剤で拭き取り、タオル等で乾拭を行う。

扉及びトイレは、汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。

トイレトペーパー及び水石鹸を補充する。

- ・洗面台清掃 (トイレ及びシャワー室) 1 式
- ・メインスタンドベンチ清掃 (523 席分) 1 式
- ・バックスタンドベンチ清掃 (512 席分) 1 式
- ・記録室清掃 1 式

特別清掃業務

- ・床材清掃・洗浄樹脂ワックス仕上 958 m²
(メインスタンド及び芝生スタンドトイレ床)
- ・トイレ便器尿石除去清掃 (大便器) 32 個
- ・トイレ便器尿石除去清掃 (小便器) 18 個
- ・記録室清掃 1 式
- ・窓ガラス清掃低所 (両面) 59 m²

※仕上げ材や器具の材質に応じ、適切な清掃方法や洗剤、清掃用具を選定し業務を行ってください。

冬芝管理業務

- (1) 専門的な知識及び経験のある者が適正に管理し、芝生の美観維持及び、健全な生育を図ってください。JFL等の公式戦が開催できる状態にしてください。
最低1人以上は、芝草管理技術者2級以上又は同等の資格のある者としてください。
- (2) 播種 年1回(10月)
播種に当たっては、器具を使用して手蒔きにて行ってください。また、播種の種類はターフタイプペレニルライグラスの種を使用し、40g/m²以上を播種してください。

除草業務

1. 対象範囲

除草の場所は、管理施設の範囲のすべてとなります。

2. 除草方法

フィールド内においては、人力除草とし、除草フォークなどを用いて「手抜き」で行い、根を抜き取り、芝生を傷めないよう十分注意してください。

機械警備業務

1. 警備方式及び警備業務の再委託

警備方式は、機械警備とします。当該業務を委託する場合は、業務提携条件・協定事項等を記載した書類を市に提出してください。

2. 警備業務用機械装置

(1) 警備用機械装置

①警備業務用機械装置は、次の機能を有します。

- ア 建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能。
- イ 施設内への侵入者を感知し、表示する機能。
- ウ 火災発生を感知する機能。
- エ ガス漏れを感知する機能。
- オ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能。
- カ 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能。
- キ 施設内各種設備警報盤と連結し異常を種類別に監視する機能。
- ク 警備の開始、解除の操作を行う機能。
- ケ 基地局に異常等の信号を送信する機能。
- コ 一般公衆回線の断線を監視する機能。
- サ 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能。

- ②業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去してください。
- ③業務開始に際し必要な機械等の設置工事及び指定期間満了等に伴う撤去工事については、指定管理者が行うものとします。

(2) 警備計画書

- ①警備業務の実施にあたり、警備計画書を作成し、市に提出してください。
- ②警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、市へ提出してください。
- ③感知器の種類・機能・数・位置及び警備可能範囲を表示した書類を提出してください。
(1種類にて複数機能を有するものは、その旨を明記すること。)

(3) 業務の報告

- ①警備日誌
- ②警備報告書(1ヶ月ごと提出)
- ③事故発生時及び異常発生時には発生時より24時間内に点検対応報告書を市へ提出してください。

(4) 鍵の取扱い

市から預託された鍵の取扱いは、警備計画書で明記し厳重に保管するとともに、次の事項を順守してください。

- ①複製はしないでください。
- ②指定期間満了後に返却してください。
- ③業務遂行上、鍵を複製する必要がある場合は、市の承認を得てから行ってください。
- ④指定管理者が当該警備業務を委託する場合も同様な取扱いをしてください。

自家用電気工作物保守点検業務

1. 業務内容

受電設備の定期点検・測定・試験(月次・年次)及び結果を報告してください。

- 2. 管理設備 設備容量：450KVA
 受電電圧：6,000V

3. 点検、測定、試験業務の周期等

- (1)点検の種類は、月次点検、年次点検とします。なお、電気事業法第42条及び関係法令に基づく、保安規定の定めによる業務を行うものとします。
- (2)臨時点検については、必要と認められるとき随時実施してください。

		絶縁抵抗測定		○
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		計器校正試験		○
		制御回路試験		○
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○

消防設備点検業務

1. 業務内容

(1) 消防設備点検

消防法第17条の3の3に基づく消火設備の点検を行ってください。

①外観及び機能点検 年2回

(消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯)

②外観、機能及び総合点検 年1回

(消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯、配線)

(2) 防火対象物定期点検

消防法第8条の2の2に基づく防火対象物の点検を行い、適否の判定等を行ってください。

2. 点検項目

(1) 外観及び機能点検

①消火器具

設置状況、表示・標識、外形、内部等・機能

②自動火災報知設備

予備電源・非常電源(内蔵型)、受信機・中継器、感知器、発信機、無線機能

③非常警報器具及び設備

非常電源(内蔵型)、放送設備

④誘導灯

外箱・表示面、非常電源(内蔵型)、光源、点検スイッチ、ヒューズ等、結線接続

(2) 総合点検

①消火器具

設置状況、表示・標識、外形、内部等・機能

②自動火災報知設備

同時作動、煙感知器等の感度、総合作動、配線（専用回路、開閉器・遮断器、絶縁抵抗、耐熱保護）

③非常警報器具及び設備

音響装置・スピーカーの音圧、総合作動、配線（専用回路、開閉器・遮断器、絶縁抵抗、耐熱保護）

④誘導灯

配線（専用回路、開閉器・遮断器、絶縁抵抗、耐熱保護）

(3) 防火対象物点検

①届出②消防計画③協同防火管理協議会事項④避難上必要な施設及び防火戸の管理⑤防災物品の表示⑥圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出⑦消防用設備等の設置⑧消防用設備等の届出・検査⑨その他

※当施設に該当しない点検項目については、消防法の規定に基づき適正に処理してください。

3. 消防設備等一覧表

(1) 消火器

消火器種類	本数
粉末消火器（加圧式）10型	14本

(2) 自動火災報知設備

受信機	蓄積式	P	
	定格電圧	AC100V、DC12V	
	予備電源	12V0.6AH	
発信機	P型2級 屋内型5個		
感知器	機種	種別	個数
	差動式スポット型	1種	17個
	光電式スポット型	1種	3個
	定温式スポット型	1種	4個
	定温式スポット型（防水）	1種	6個
音響設備	種別		
	放送設備との連動	有	
	鳴動方式	一斉鳴動	

(3) 非常警報器具

放送設備	増幅器	型 式		定格電圧	定格出力	
		WU-P52		AC100V DC24V	120W×2	
	操作部	放送区分		回線数		
		一斉		6/20		
	スピーカー	配線方式	型式	スピーカーの種類	音圧	施設方式
2線式 3線式		ホーン型 6個 コーン型 34個	L級 40個	L級 92dB	壁掛型 12個 埋込型 28個	
起動装置（自動火災報知設備を除く）		押しボタン（1個）				

(4) 誘導灯

器具			設置個数
誘導灯	非常口誘導灯	B級・BH型	8個
	非常口誘導灯	C級・BH型	2個
	廊下通路誘導灯	B級・BH型	2個

4. 提出書類等

(1) 業務計画書

※作業員名簿、資格証明書・免状等〔写〕、工程表等含む

(2) 消防設備等点検結果報告書 各1部

※点検・記録写真、不良機器・箇所一覧及び図表、その他必要書類を添付

(3) 防火対象物点検結果報告書 2部

受水槽清掃業務

1. 業務内容

1年に1回、定期的に受水槽の清掃を行い、厚生労働大臣の登録を受けた者の水質検査を受けてください。

2. 対象施設の仕様

受水槽 FRP製（40 m³）ブリジストン（型式 SHT-15型）

3. 報告

業務終了後、報告書及び写真（作業前・作業中・作業後）を速やかに市に提出してください。